

意見書

令和 5 年 1 月 16 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会 部会長 殿

郵便番号 163-8003

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

電話番号 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提出します。

該当箇所	弊社意見
<p>P.15-16 2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲 (1) FTTH 及び CATV(HFC 方式)以外に想定される役務について ③ワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）について (ウ) 考え方</p> <p>ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)の提供は、技術中立性を確保し、地域の実情に応じた適切なアクセス手段を選択することにより、コスト削減効果が期待されることから、ネットワークの効率的な整備・維持を行うことが可能となるとともに、ブロードバンドサービスの更なる普及・拡大にも繋がると考えられる。</p> <p>その一方で、NTT 東日本・西日本がワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を提供するには、NTT 法の自己設置設備要件(NTT 法第 2 条第 5 項)との関係を含め、他事業者の無線設備を用いてワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を提供することについて整理が必要となる。</p> <p>また、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けることについて検討する場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)は、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合通信の品質が安定しないことが課題として想定されるため、技術基準との関係等について整理が必要となる。</p> <p>なお、仮にワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)を二号基礎的役務に位置付けた場合、ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)がカバーするエリアの拡大によって第二種交付金における支援区域の指定要件である「1 者以下の提供地域」として認められる地域が過度に少なくなり、必要な地域に支援が行き届かなくなるおそれ。</p>	<p>NTT 東・西によるワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）の提供を検討する場合には、NTT 東・西の地域電気通信業務（本来業務）が、NTT 法の自己設置設備要件を通じて、「ナショナル・ミニマム」としての安定的・継続的な提供が求められていること(※1)を踏まえ、ワイヤレス固定電話のように限られた地域における例外的な提供を前提とするとともに、以下のような制度的な課題も含めて慎重に検討することが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 法上の責務・義務（第 2 条、第 3 条）との関係 <p>上述のとおり、NTT 東・西の地域電気通信業務（本来業務）は、「ナショナル・ミニマム」としての安定的・継続的な提供を確保するため、自己設置設備要件が課されていること、ラストリゾート責務（国民生活に不可欠な役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供を確保する責務）の在り方や、地域電気通信業務（本来業務）と活用業務との関係性等について整理が必要。</p> <p>なお、現状のフレッツ光においても、アクセス回線（NTT 東・西が提供）とインターネット接続（ISP 事業者が提供）は分離されており、ISP 業務は容易に活用業務として認められるべきものではない認識(※2)</p> ・第二号基礎的電気通信役務に位置付けるのかどうか <p>位置付けることで、第二種交付金における支援区域の指定要件である「1 者以下の提供地域」が過度に少なくなり、本来の目的である光ファイバ等の維持が図られなくなるおそれ。</p> ・第二種交付金の支援対象になるのかどうか <p>ワイヤレス固定電話については、ワイヤレス固定電話への置き換えによる効</p>

	<p>なることも懸念され、この点についても整理が必要となる。</p> <p>これらの点について、引き続き検討を深めることが必要である。</p>	<p>率性向上の効果を交付金による補填額に反映する必要があるとされ、原則 ワイヤレス固定電話の回線分を補填額から控除する整理(※3)となっている。</p> <p>仮に NTT 東・西がワイヤレス固定ブロードバンド（共用型）を提供する場合に、その提供を認める目的や効果等も踏まえて、交付金の支援対象になるのかどうかについて整理が必要。</p> <p>など</p> <p>※1：「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」中間答申（令和元年 8月 29 日）P.34</p> <p>(略) いわゆる自己設備設置要件については、公正競争上の理由に加え、区域内通信が、電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤や加入者回線設備等のボトルネック設備を前提とする業務であり、<u>NTT 東西がこれらの基盤を公社から独占的に継承した点を踏まえ、</u> <u>NTT 東西に対し、他者が撤退してもサービス提供を維持する「ナショナル・ミニマム」として</u> <u>の設備設置を義務付ける趣旨</u>と考えられる。</p> <p>※2：「日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正及び NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドラインの策定」（平成 23 年 11 月 17 日）</p> <p>別添 3 提出された意見等に対する総務省の考え方（考え方 12）</p> <p>(略) ご指摘のように、例えば、NTT 東西が独占的に設置している端末系伝送路設備と不可分一体として提供される ISP 業務や、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際ににおける公正有効競争条件」に反する方法で提供されるモバイル業務といったように、<u>ISP 業務やモバイル業務については、電気通信事業の公正な競争の確保に看過し得ない著しい支障をおよぼすおそれのある事態も容易に想定されるものであることから、</u>仮に、これらの業務を営むことについての届出があった場合であっても、法改正前と同様に、届出に係る業務が NTT 法第 2 条第 5 項に規定する範囲内で営まれることについて、厳密な確認が必要であると考えられる。</p>
--	---	---

		※3：「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（令和4年9月20日）
P.33	<p>3. 事業者規律の在り方</p> <p>(3) 不採算地域におけるプロードバンド基盤の整備及びプロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表について</p> <p>(ウ) 考え方</p> <p>電電公社の時代に整備された全国規模の線路敷設基盤を活用して光ファイバを整備している NTT 東日本・西日本に対しては、引き続き大きな社会的役割が期待されていることを踏まえ、NTT 東日本・西日本等に対して、不採算地域(一般支援区域や特別支援区域)におけるプロードバンド基盤の整備及びプロードバンドサービスの提供確保に関する計画の策定・公表を求めることが考えられる。</p> <p>しかしながら、後述するように、特別支援区域には、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の副次的な政策目的があることを踏まえれば、二種適格事業者の指定要件のうち、特別支援区域に設置する回線設備の規模については、当初は 10%とし、今後の整備の状況を踏まえ段階的に引き上げることを継続的に検討することも考えられる。</p> <p>そのため、特別支援区域における未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進等の状況を把握して当該検討等に資する観点から、今般の対応として、特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表していることが適當で</p>	<p>「特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件として、指定を申請する者が、特別支援区域における回線設備の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表していることとすることが適當」とされたことについて、賛同いたします。</p> <p>ただし、本来、基礎的電気通信役務については、“国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき”ものであり、その提供を制度で確実に担保するためには、セーフティネットとしてのラストリゾート責務が必要不可欠だと考えます。</p> <p>また、不採算地域における光ファイバの新たな敷設・維持に係るラストリゾート責務の担い手としては、公社時代に独占整備された全国規模の局舎や電柱等の線路敷設基盤を承継し、政府出資の特殊法人として公共的な役割を担う NTT 東・西が最も適切だと考えます。</p> <p>今回、整備・維持に係る計画の策定・公表を、特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件とすることにより、実質的に NTT 東・西がその担い手として大きな社会的役割を果たすものと考えますが、今後、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行の状況、支援区域の FTTH 及び CATV (HFC 方式) 等の提供確保の状況、市場環境の変化等も踏まえて、改めて、ラストリゾート責務の在り方については議論が必要と考えます。</p> <p>なお、NTT 東・西に対して、引き続き大きな社会的役割が期待されていることを踏まえれば、NTT 東・西が策定・公表した計画が容易に撤回・変更されることがないよう、NTT 法第 12 条の事業計画の対象として認可事項とすることについて、引き続き検討が必要です。</p>

	<p>ある。</p> <p>なお、この場合、当該計画の信頼性や対象となっている地域の自治体及び住民等の予測可能性を確保する観点から、策定・公表された計画が容易に撤回・変更されがないよう、二種適格事業者においては、当該計画の撤回・変更に際してはその理由を示すことにより透明性を確保することが適當である。</p>	
P.40-41	<p>4. 一般支援区域及び特別支援区域の指定の在り方 (3) 第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告（町字単位での報告）の手続きについて (ウ) 考え方</p> <p>総務省が支援区域を指定するためには、町字単位で、二号基礎的役務を提供している回線設置事業者が 1 者以下の地域を把握する必要があることから、電気通信事業法第 166 条第 1 項に基づき、当該回線設置事業者を対象として、町字単位で提供区域の報告を求めることが適當である。</p> <p>この際、年度ごとに交付金の額が算定されることを踏まえると、年度ごとに年度末時点の二号基礎的役務の提供区域を報告させることが適當である。</p> <p>また、報告に当たっては、PC 等を用いて運用可能な補助ツールを用いる等により、事業者及び行政の負担の軽減を図ることが適當である。</p> <p>当該補助ツールについては、報告対象となる事業者の負担を軽減する観点から、例えば、報告を行う事業者は、ある町字において設置している二号基礎的役務の提供に係る回線設備の規模の割合が、支援区域の指定要件として定められる回線設備の規模の割合(50%等)を超えているか否かをツール上で選択する等の仕組みが搭載される等、効率的かつ簡便な制度運用に資する工夫を</p>	<p>第二号基礎的電気通信役務の提供区域の報告（町字単位での報告）の手続きについて、町字単位で回線設備の規模の割合（50%等の閾値を超えているかどうか）を把握して報告するのは、対象となる事業者の作業負荷が非常に高く、また、作業に相当な時間を要することから、報告する時期については十分に事業者の要望を踏まえて設定するとともに、例えば、明らかに支援区域にならない町字など、1 者以下の判定を行わなくても問題がない町字が特定できる場合には、報告を省略することで、事業者の作業負荷の軽減を図っていくことが必要です。</p>

	<p>行うことが適當である。</p> <p>なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられる。</p>																					
P51	<p>6. 第二種交付金の在り方</p> <p>(2) 第二種交付金の算定について</p> <p>① 支援区域ごとの支援対象設備の範囲について</p> <p>(ウ) 考え方</p> <p>(略)</p> <p>一方で、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合に限定して支援することが適当である。</p> <p>図表6-3 支援区域ごとの支援対象設備の範囲</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区域の分類</th> <th>二号基礎的役務全体の収支</th> <th>支援区域指定時点で既整備の回線設備</th> <th>支援区域指定後に新規整備された回線設備 ♪ 民設民営へ移行した回線設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般支援区域</td> <td>赤字</td> <td>支援対象</td> <td>支援対象*</td> </tr> <tr> <td></td> <td>黒字</td> <td colspan="2">支援対象外</td></tr> <tr> <td>特別支援区域</td> <td>赤字</td> <td>支援対象</td> <td>支援対象</td> </tr> <tr> <td></td> <td>黒字</td> <td>支援対象外</td> <td></td></tr> </tbody> </table> <p>* モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、特別支援区域に位置付けることが適当（4. (1) 参照）。</p>	区域の分類	二号基礎的役務全体の収支	支援区域指定時点で既整備の回線設備	支援区域指定後に新規整備された回線設備 ♪ 民設民営へ移行した回線設備	一般支援区域	赤字	支援対象	支援対象*		黒字	支援対象外		特別支援区域	赤字	支援対象	支援対象		黒字	支援対象外		<p>「一方で、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備については、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合に限定して支援することが適当である。」との記載は、図表6-3の趣旨を明確化するため、以下の修正案について検討をお願いいたします。</p> <p>＜修正案＞</p> <p>一方で、二号基礎的役務全体の収支が黒字の場合は、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備や民設民営へ移行した回線設備に限定して支援することが適当である。</p>
区域の分類	二号基礎的役務全体の収支	支援区域指定時点で既整備の回線設備	支援区域指定後に新規整備された回線設備 ♪ 民設民営へ移行した回線設備																			
一般支援区域	赤字	支援対象	支援対象*																			
	黒字	支援対象外																				
特別支援区域	赤字	支援対象	支援対象																			
	黒字	支援対象外																				
P.52-53	<p>6. 第二種交付金の在り方</p> <p>(2) 第二種交付金の算定について</p> <p>② 第二種交付金の算定の考え方について</p>	<p>「第二種交付金の算定方式の詳細については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当」とされたことについて、賛同いたします。</p>																				

	<p>(ウ) 考え方</p> <p>ベンチマーク方式は、地域ごとの料金格差を一定の幅以下にすることを目的に、高コスト地域の事業者にその費用の一部を補填するために米国で導入されたものである。プロードバンドサービスでは、支援区域ごとに異なる事業者が二種適格事業者に指定されることを前提にすると、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援するベンチマーク方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である。</p> <p>他方、特別支援区域については、未整備地域の解消や公設公営・公設民営から民設民営への移行促進を図る必要があることから、例えば、アクセス回線設備や海底ケーブルのうち、特別支援区域の指定後に当該区域で新規整備された回線設備及び民設民営へ移行した回線設備については、例外的に一定の標準的なモデルを用いて算定した収入費用方式を採用することを念頭に具体的な算定方法を検討することが適当である。</p> <p>第二種交付金の算定方式の詳細については、負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当である。</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の安定運用を図るためにには、交付金規模の肥大化を抑制し、国民経済全体の負担の最小化を図ることが必要不可欠です。そのためには、適正なコストに抑制し、必要最小限の支援とすることが必要です。</p> <p>特に、公社時代に国民負担で敷設した線路敷設基盤から収益を得ているNTT 東・西が、黒字にも関わらず支援を受ける場合には、支援に係る透明性を確保するため、二号基礎的役務に関する全体の収支を公表するとともに、支援の必要性についても国民にしっかりと説明すべきと考えます。</p> <p>また、収入費用方式を採用することで、交付金規模が過大となるなど国民の理解が得られないような状況となる場合には、例えば、ベンチマーク方式の採用等も含めて収入費用方式の見直しを検討することが必要です。</p> <p>なお、標準モデルの検討に当たっては、交付金規模の肥大化に留意しつつ、不採算地域におけるプロードバンドサービスの提供確保に支障が生じないよう、全国事業者・地域事業者間の規模の経済の相違等についても考慮すべきと考えます。</p>
P.61-62	<p>7. 第二種負担金の在り方</p> <p>(4) 第二種負担金の算定単位について</p> <p>② 専用役務、閉域網通信、IoT サービスの扱いについて</p> <p>(ウ) 考え方</p> <p>専用役務や閉域網通信は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、インターネットを介した web 会議等には使用されないことから、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的</p>	<p>IoT サービスは、特定の通信先に向けた通信（閉域網通信）に限定された M2M の通信が中心であり、二号基礎的役務の提供を確保することでの直接の受益はないことから、「当面の対応として、IoT 端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当」とされたことについて、賛同いたします。</p>

	<p>役務の提供を確保することにより受益することが想定されないため、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。</p> <p>また、IoTは様々な用途で用いられており、IoT端末との通信に用いるサービスは、その多くが特定の通信先に向けた通信(閉域網通信)に限定されているケースであることが想定される。</p> <p>加えて、IoT端末との通信に用いるサービスのうち、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいケースも想定され、第二種負担金を負担する「高速度データ伝送電気通信役務」に含まれるものとそうでないものの峻別には、制度の運用が複雑になるといった課題がある。</p> <p>そのため、当面の対応として、IoT端末との通信に用いる回線については、第二種負担金の算定の対象としないことが適当である。</p>	
P64	<p>8. 利用者等への周知の在り方</p> <p>(1) 利用者等への周知の在り方について</p> <p>(ウ) 考え方</p> <p>利用者等への周知については、電話に関するユニバーサルサービス制度における事例を参考にして、利用者やプロードバンドサービス提供事業者に対して制度の周知を行うほか、交付金・負担金の金額等について、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等においてQ&A等を示して分かりやすく情報提供を行うことが適当である。</p> <p>また、利用者保護の観点から、負担事業者等が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法については、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」等を参考にすることが考えら</p>	<p>FTTH及びCATV(HFC方式)等のプロードバンドサービスを新たにユニバーサルサービスに位置付けることについて、電気通信事業者、関係団体、国、地方公共団体等がそれぞれの立場から周知広報を行い、制度の目的等を國民に広くご理解頂くことが必要と考えられることから、考え方賛同いたします。</p> <p>また、各電気通信事業者においては、プロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度が負担金により支えられていることを示すため、契約回線当たりの負担額を積極的に明示していくべきと考えます。その際、各電気通信事業者の明示方法が大きく異なることで、利用者の混乱を招かないよう、電話に関するユニバーサルサービス制度の対応と同様に、「最低限必要と考えられる具体的な内容」や「標準的明示方法」等、情報開示に関するガイドラインを作成することが必要と考えます。</p>

	<p>れる。</p> <p>さらに、プロードバンドサービス提供事業者に対しては、制度の円滑な運用に資するよう、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通して適切に周知していくことが適当である。</p> <p>なお、周知に当たっては、総務省、支援機関、負担事業者等が互いに協力し、例えば、電話に関するユニバーサルサービス制度との共通点・相違点を明示するなど、利用者に分かりやすい、効果的・効率的な周知に努めることが必要である。</p>	
--	--	--

以上